

3歳以上児(2号認定)



幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳以上児の保育に係る利用料は無料です。公立施設（大宮北保育所を除く）では、主食費と副食費のみを保育料として徴収します。

私立保育所及び私立こども園（※）については、市が徴収する料金はありません。各施設が設定した主食費と副食費を各施設が徴収します。

※民営の大宮北保育所を含む、ゆうかり子ども園、こうりゅう虹こども園、あみの夢こども園の4施設

■保育料（主食費・副食費）徴収金基準額表

（月額、単位：円）

		徴収金基準額	
【階層区分】 各月初日の在籍入所(園)児童の属する世帯の階層区分		公立施設	大宮北保育所 ゆうかり子ども園 こうりゅう虹こども園 あみの夢こども園
第1階層	生活保護法による被保護世帯 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進ならびに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給給付受給世帯	0	0
第2階層	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層	市町村民税課税世帯(所得割非課税世帯)	0	0
第4階層	所得割課税額 48,600円未満	0	0
第5階層	所得割課税額 48,600円以上57,700円未満	0	0
	所得割課税額 57,700円以上77,101円未満	※ひとり親世帯等 0 5,000	※ひとり親世帯等 0
	所得割課税額 77,101円以上97,000円未満	5,000	各施設が設定した 主食費と副食費
第6階層	所得割課税額 97,000円以上133,000円未満	5,000	
第7階層	所得割課税額 133,000円以上169,000円未満	5,000	
第8階層	所得割課税額 169,000円以上235,000円未満	5,000	
第9階層	所得割課税額 235,000円以上301,000円未満	5,000	
第10階層	所得割課税額 301,000円以上349,000円未満	5,000	
第11階層	所得割課税額 349,000円以上397,000円未満	5,000	
第12階層	所得割課税額 397,000円以上	5,000	

- ① 父と母の市町村民税額(所得割課税額)を合計し、階層区分を決定します。所得割課税額の合計が0円の場合は、均等割の課税状況により第2～3階層になります。
- ② 4月～8月分は令和7年度市町村民税額(令和6年中の収入により決定)、9月～3月分は令和8年度市町村民税額(令和7年中の収入により決定)により算定します。(税額は、住宅借入金等特別控除等の適用前の税額です。)
- ③ 所得割課税額が57,700円未満(ひとり親世帯等(注1)は77,101円未満)の場合には、保育料(主食費・副食費)は免除になります。
- ④ 保護者と生計を一にする子どもの第3子以降の入所(園)児童にかかる保育料(主食費・副食費)は免除になります。
- ⑤ 上記③④に関わらず、私立保育所及び私立こども園で土曜日に主食の提供を受ける場合、土曜日の主食費は免除になりません。
- ⑥ 保育料算定対象者の税の申告がない場合、階層の判定ができないため、免除にはなりません。

(注1)

ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯

■延長保育料月額表（公立施設） ※大宮北保育所含む

認定区分	階層区分	月額	備考
保育標準時間認定	第2階層～第9階層	500円	
	第10階層～第12階層	1,000円	
保育短時間認定	第2階層～第9階層	1,000円	7:00～7:30または18:30～20:00利用の場合 はプラス500円
	第10階層～第12階層	2,000円	7:00～7:30または18:30～20:00利用の場合 はプラス1,000円

- ① 第1階層に属する世帯は無料です。
- ② 第2階層に属する世帯で、ひとり親世帯や在宅障害児（者）のいる世帯は無料です。
- ③ 第3・4階層に属する世帯で、ひとり親世帯や在宅障害児（者）のいる世帯は半額になります。
- ④ 同一世帯の2人の児童（第1子と第2子）が保育所等に在籍している場合、第2子は半額になります。
- ⑤ 保護者と生計を一にする子どもの第3子以降の入所（園）児童にかかる延長保育料は無料です。
- ⑥ 延長保育料は無償化の対象ではないため、3歳以上児であっても、①②⑤に該当する場合以外は、無料になりません。

※私立保育所及び私立こども園（ゆうかり乳児保育所、ゆうかり子ども園、こうりゅう虹こども園、あみの夢こども園）の延長保育料は各施設が設定しています。詳細は各施設にお問い合わせください。